

技術的条件集別表 24.4

D S L インタフェース仕様
(局内インタフェース 2)

1 インタフェース条件

1.1 物理的条件

本インタフェースに適用する物理的条件の主要諸元を表 1.1 に示す。

表 1.1 主要諸元

項番	項目	規格
1	ケーブル	平衡対ケーブル (0.4mm ~ 0.5mm 単線)
2	コネクタ	2W端子板

1.2 電気的条件

本インタフェースに適用する電気的条件の主要諸元を表 1.2 に示す。

表 1.2 主要諸元

項番	項目	規格
1	伝送方式	技術的条件集別表24.9に示す伝送システム及びアナログ電話方式
2	入出力信号	技術的条件集別表24.9に示す送信電力スペクトル密度を満足する信号(協定事業者の使用する入出力信号)及び事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号昭和六十年四月一日施行)に基づくアナログ電話用設備の信号(当社の使用する入出力信号)
3	送出電力	有線電気通信設備令(昭和二十八年政令第百三十一号昭和二十八年八月一日施行)第4条第2項に示す電力

1.3 警報条件

協定事業者の使用する入出力信号に対し、当社は警報の検出・発出は行わない。

2 当社の電話品質の保証のための条件

2.1 伝送特性

形態 1 1 における接続点からの入力信号に対し、ITU-T 勧告 G.992.1 Annex E Type4、ITU-T 勧告 G.992.3 Annex E Type4、及び ITU-T 勧告 G.992.5 Annex E に準拠した特性とする。

2.2 雑音特性

端末設備等規則第 8 条に基づく特性とする。

2.3 直流電流

形態 1 1 における接続点からの直流電流は通過させることとし、協定事業者の装置からは印加しない。

2.4 過電圧・過電流耐量

当社の建物内に設置する協定事業者の通信設備の過電圧・過電流耐量は、ITU 勧告 K.20 に準拠する。また、協定事業者の通信設備からの過電圧・過電流は、ITU 勧告 K.20 に準拠した装置に損傷を与えないこと。

3 各電気通信回線の共存のための条件

技術的条件集別表 24.9 に示すとおりとする。